長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準の概要について

長野県建設部 都市・まちづくり課

1 処分基準制定の趣旨について

長野県では、屋外広告物の適切な設置等を促し良好な景観育成を推進するため、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)において、法令等に違反した屋外広告業者等に対する罰則規定を定めておりますが、営業停止等の行政処分を決定するための具体的な基準を定めていなかったため、「長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準(以下「処分基準」という。)」を定めたものです。

2 主な処分基準の内容

処分基準では、屋外広告物条例に定める処分規定について、違反行為ごとに処分内容(屋外広告業の登録取消し又は屋外広告業の営業停止期間)を明確化しています。代表的なものは次のとおりです。

(1) 屋外広告業の登録取消し

- ア 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- イ 営業の停止命令に違反して屋外広告業を営んだとき
- ウ 業務主任者を選定せずに屋外広告業を営んだとき

(2) 屋外広告業の営業停止

- ア 180 日 違反広告物等に関する除却命令に違反する行為
- イ 90 日 違反広告物等を表示し、又は設置する行為
- ウ 90 日 屋外広告業の登録内容の変更届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- ※詳細な処分基準については、別表「違反行為及び処分の一覧表」のとおり

3 処分基準を用いた違反解消に向けた手続の流れについて

処分基準の適用にあたっては、屋外広告物に関する法令等の違反を確知後、違反解消に向けて違反者自らが自主的に是正を行うよう指導することを基本とします。なお、違反者に是正に向けた動きが見られない場合は、処分基準に基づき手続を進めることとなります。

4 適用期日

令和5年10月1日

お問合わせ先

長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係【電話 026-235-7348(直)】